

求人情報発信支援補助金 について

松山市産業経済部地域経済課（市役所本館8階）労政雇用担当

〒790-8571

松山市二番町4丁目7-2

TEL (089) 948-6550・FAX (089) 934-1844

◇求人情報発信支援補助金の概要

就職情報ウェブサイトにて求人情報を掲載する中小企業等に対して、補助金を交付します。

- ※ 本事業での「中小企業等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業のうち、市内に本社を有し、かつ、常時雇用する従業員の数が100人以下のものをいいます。

◇補助対象者

- 中小企業等
 - ※松山市税の滞納がないこと

◇補助要件

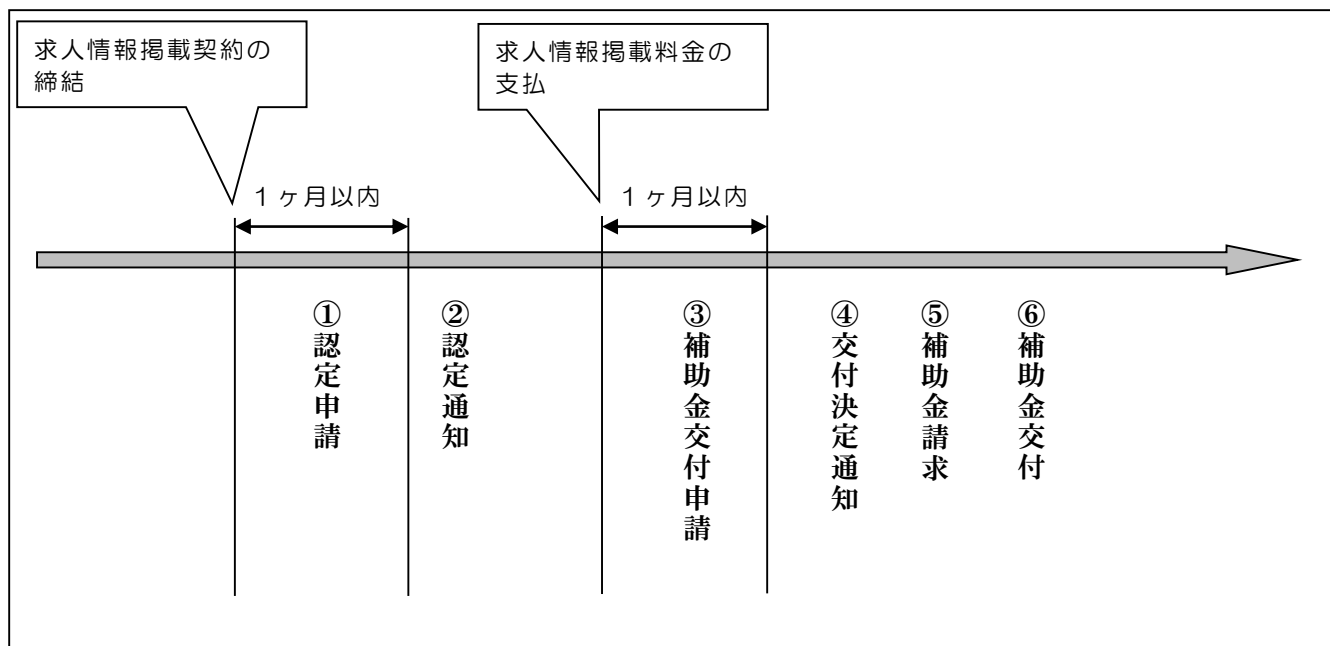
- 以下の要件をすべて満たすこと
 - ①大手就職情報ウェブサイト又は地元就職情報ウェブサイトに就職情報を掲載すること
 - ②過去3年間において、大手就職情報ウェブサイト又は地元就職情報ウェブサイトへの掲載履歴がないこと
- ※ 本事業での「大手就職情報ウェブサイト」とは、就職情報の提供及び企業の人材確保を目的として開設された、前年の登録者の数が概ね30万人以上の民間企業が運営するウェブサイトをいいます。
 - （例・・・リクナビ、マイナビ、キャリアス就活、あさがくナビ等
又はリクナビNEXT、マイナビ転職、DODA、エン転職等）
- ※ 本事業での「地元就職情報ウェブサイト」とは、就職情報の提供及び企業の人材確保を目的として開設された、前年の登録者の数が概ね2千人以上の市内に本社を有する民間企業が運営するウェブサイトをいいます。
 - （例・・・理解ナビ等）

◇補助額・対象経費

補助額：就職情報ウェブサイトへの掲載料金の1/2以下の額（ただし、50万円を限度）

※千円未満切捨て

◇申請の流れ



①認定申請（就職情報ウェブサイトとの契約を締結した日から1ヶ月以内に必要書類を提出してください）

【認定申請に必要な書類】

認定申請書類

- ①松山市中小企業等人手確保支援補助金交付要件（認定・変更・中止）申請書（様式第3号）
- ②求人情報発信支援補助金申請概要（別紙3）
- ③利用契約書の写し
- ④利用する就職情報ウェブサイトの内容が分かる資料（パンフレット等）
- ⑤市税完納証明書（※法人設立して間もない等の理由で、法人としての完納証明書が出ない場合は、代表者の完納証明及び市民税課へ提出した法人の設立・設置に関する申告書（控）の写し）

②認定通知（市から通知します）

③補助金交付申請（掲載料金を支払った日から1ヶ月以内）

【交付申請に必要な書類】

補助金交付申請書類

- ①松山市中小企業等人手確保支援補助金交付申請書（様式第5号）
- ②掲載料金を支払ったことが確認できるものの写し（領収書等）
- ③掲載内容が分かるもの（掲載ページのハードコピー等）

④交付決定通知（市から通知します）

⑤補助金の請求（交付決定があった日から1ヶ月以内に請求書を提出してください）

⑥補助金の交付（市から指定口座に入金します）

《留意事項》

- 交付申請日の属する年度での支払いとなります。
- 認定申請時の内容が変更または中止となった場合は、新たに松山市中小企業等人手確保支援補助金交付要件（認定・変更・中止）申請書（様式第3号）等の提出が必要となりますので、担当（地域経済課労政雇用担当）までご連絡をお願いします。
- 予算がなくなり次第締め切ります。申請の可否についてはお問い合わせください。